

週休2日工事要領の取扱いについて（土木編）

1) 計画工程表の妥当性の判断について (要領第4条5)

- ・制度の趣旨を踏まえ、1週間につき2日の現場閉所であることを基本とする。

2) 作業日や休工日の変更について (要領第4条3, 4)

- ・制度の趣旨を踏まえ、できるだけ当初計画どおりに現場閉所を行うものとするが、天候や現場の進捗状況により予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。ただし作業を少しでも行った日は現場閉所日とはならない。
- ・当初計画の現場閉所日において、やむを得ず作業が必要な場合は、監督員と協議のうえ現場閉所日と作業日を振替えることを可とする。
- ・休工日や作業日に変更が生じる場合は、速やかに工事主任に連絡を行うこと。

3) 対象期間の判断基準について (要領第2条(3))

- ・工事着手日とは、準備工事（現場事務所等の設置又は測量の開始）に着手した日とする。
- ・工事完成日とは、各種仮設物を撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃を完了した日とする。

（対象期間に含まないもの）

- ・年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間について、日付指定は行わないが、社会通念から逸脱しない時期を計画的に設定すること。
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容とは、特記仕様書にて、作業中止期間や、工事特有の条件及び地域対応等で現場作業が余儀なくされることを示している場合である。
- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、休日確保の観点より現場閉所日の振替えを基本としているが、想定外の現場対応・悪天候等の影響で連続的な作業が必要になり、翌週中に現場閉所日の振替えが困難な場合を想定している。その際は、受発注者間で協議して、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定すること。

4) 現場閉所の判断基準について (要領第 2 条(4))

- ・ 現場閉所と認められるもの。(原則当該現場の担当者以外の者が対応)
 - ・ 水替え状況の確認
 - ・ 悪天候時の現場確認
 - ・ コンクリート打設後の養生（散水や保温状況の確認のみの場合）
 - ・ 地元対応のうち、口頭による対応や軽微な作業を行うもの
 - ・ 緊急対応のため、軽微な作業を行うもの
 - ・ 休工時でも必要な場合の交通誘導
 - ・ 書類整理等の事務的内業
- ・ 現場閉所と認められないもの。
 - ・ 起工測量
 - ・ 試掘調査
 - ・ コンクリート打設後の養生（確認の範囲を超え作業員の作業を伴う場合）
 - ・ 地元対応の結果、作業員による作業を行うこととなったもの
 - ・ 緊急対応が必要となり、作業員による作業を行うこととなったもの

5) 最終的な週休2日履行の判断基準について (要領第 2 条)

(通期の週休 2 日)

- ・ 対象期間内において現場閉所（休日）率が 28.5%以上である場合、通期の週休 2 日を履行できたと判断する。

(月単位の週休 2 日)

- ・ 「月」とは、着手日からのひと月ではなく、暦上のひと月とする。
- ・ 対象期間に含まない期間がある場合は、月の対象期間は以下のとおりとする。

例：工場製作のみを実施している期間 9/10～25（対象期間に含まない）

→9/10～25 を除いた「9/1～9、9/26～9/30」が月の対象期間

- ・ 週休 2 日交替制工事における、平均休日日数の割合（休日率）と平均休日率の計算は以下のとおりとする。

・ 各個人の休日率＝各個人の休日日数÷対象期間日数

・ 平均休日率＝各個人の休日率の合計÷対象人数

全ての月で平均休日率が 28.5%以上の場合、月単位の週休 2 日を達成しているとみなす。（別添-1 参照）

(完全週休 2 日（土日）)

- ・ 対象期間において全ての週で土日現場閉所を行ったと認められる状態である。

- ・「週」とは、日曜日から土曜日までの7日間とする。なお、工期始期・終期、年末年始・夏季休暇、他の対象外期間などにより、7日間に満たない期間（週）は判断の対象外とする。
- ・別添-2、参考①の発注者の指示によるほか、受注者の責によらない以下の事例において、発注者との協議により必要性が確認され、計画的に同一の週において振替休日を取得している際は達成とみなす。
 - ・現場条件より、作業を行う必要があり、振替えを行う場合
 - ・地域対応等により、作業を行う必要があり、振替えを行う場合
 ※悪天候の振替として土日に作業を行う場合は、設計で雨休率を考慮しているため、原則、完全週休2日（土日）として認めない（雨休率を超える想定外の悪天候は除く）。
- なお、1週間につき2日の現場閉所を基本として同一の週とするが、週の末日等の緊急的な対応により同一の週の振替えが困難な場合に限り、発注者と協議の上で翌週中の振替えも有効とする。
- ・週休2日交替制工事における完全週休2日は、全ての週で平均休日率が28.5%以上の場合、達成しているとみなす。

6) 履行判断を行う際の確認資料について (要領第4条5)

- ・現場閉所を確認するための特別な資料は作成しないものとする。
- ・以下の資料などにより確認を行う。
 - i) 当初の計画工程表および振替等を記載した実施工程表
 - ii) 休暇取得計画（法定休日・所定休日）
 - iii) 月報のほか、作業日報等

7) 週休2日工所要領の適用について

- ・工事発注時の単価使用月の要領を適用する。
- ・工事契約後の工事成績評定についても、工事発注時の単価使用月の要領を継続して用いる。

附則

- 1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。
- 2 この取扱いは、令和4年8月1日以降にしゅん功する工事から適用する。
- 3 この取扱いは、令和5年11月単価を使用する工事から適用する。
- 4 この取扱いは、令和6年11月単価を使用する工事から適用する。
- 5 この取扱いは、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。
- 6 この取扱いは、令和7年10月単価を使用する工事から適用する。
- 7 この取扱いは、令和8年10月単価を使用する工事から適用する。